

東京外環自動車道
川口地区耐震補強施工管理業務

特 記 仕 様 書

令和8年 4月

東日本高速道路株式会社
関東支社 さいたま工事事務所

1. 業務概要

1-1 業務名 東京外環自動車道 川口地区耐震補強施工管理業務

1-2 路線名 高速自動車国道 東北縦貫自動車道弘前線
高速自動車国道 常磐自動車道

1-3 履行場所

契約書第8条第3項に示す履行場所は、埼玉県さいたま市岩槻区（さいたま工事事務所内）とする。

1-4 業務の対象

業務の対象となる工事等の箇所は次のとおりとする。

- (1) 工事箇所 (自) 東京都練馬区大泉 (KP 0.0)
(至) 埼玉県三郷市番匠免 (KP 29.7)

2. 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「施工管理業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は令和8年1月版とする。

3. 施工管理業務費

3-1 管理業務費

本業務の対象となる工事等は、下記のとおりである。

(1) 工事概要

本業務は、東京外環自動車道（大泉 JCT～三郷 JCT 間）において、耐震補強を実施するにあたり、調査・設計・工事発注準備・工事監理及び関係機関との協議等に関する業務を担当するものである。

なお、主な業務内容は下記のとおりである。

- ① 耐震補強工事の発注資料の照査・作成・整理
- ② 設計業務及び調査業務の照査・作成・整理
- ③ 施工計画の整理・検討
- ④ 施工状況の確認
- ⑤ 関係機関との協議・調整等
- ⑥ その他調査等業務の調査・資料作成・施工計画の整理・検討・関連する事務

受注者は本業務において、上記を実施するため監督員の指示に従い、これを補助するものとする。また、上記の他監督員が必要と認め、指示した業務についても行うものとする。

(2) 工事計画等

1) 新規発注工事等

工 種	令和8年度				令和9年度			
	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
耐震補強工事	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

なお、上記工事計画の詳細については、別添 1-1 のとおりである。

2) 契約中工事等

工 種	令和8年度しゅん功予定工事等	令和9年度しゅん功予定工事等	令和10年度以降継続工事等	備考
耐震補強設計	2 件	1 件	0 件	
耐震補強工事	0 件	0 件	1 件	

なお、上記工事計画の詳細については、別添2-1～2-3のとおりである。

4. 就業日及び就業時間

共通仕様書1-9に示す業務実施計画書の作成にあたっては、下記に示す発注者の就業日、就業時間を参考に受注者の就業規則に基づき業務実施が可能な計画するものとする。

4-1 就業日

発注者の就業日は次の各号に掲げる日を除く日である。

- ①日曜日及び土曜日
- ②国民の祝日に関する法律に規定する日
- ③年末年始（12月29日から1月3日まで）
- ④その他当社が指定する日

4-2 就業時間

発注者の標準就業時間は、午前9時から午後5時30分（午後0時から午後1時までは休憩時間）である。

5. 直接経費

5-1 管理用自動車

- (1) 管理用自動車（ハイブリッド自動車（HV）を含む）の費用には、賃料、保険（搭乗者障害保険含む）、燃料等の費用を含むものとする。
- (2) 管理用自動車の搭乗者障害保険の補償額は、1,000万円/名以上とする。なお、保険加入の写しを監督員に提出するものとする。

6. 出張旅費等

6-1 精算

当該業務の実施に必要な出張旅費及び有料道路通行料金を6-2及び6-3に従って支払うものとし、契約書第25条の規定に基づき精算調書により精算するものとする。なお、契約金額の総額を超過する場合は、契約変更を行うものとする。

6-2 配置技術者出張旅費

- (1) 業務履行場所から1-4に示す工事等箇所以外で業務を行う必要があると認められる場合は、出張旅費を支払うものとする。
- (2) 出張旅費の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、配置技術者1人・1月当たり10,000円とする。なお、出張旅費は、下表に示す額を上限として監督員が当該業務の実施に必要と認めた額により出張旅費を精算するものとする。

区分	上限額
交通費	調査等積算基準第 1 編 1 - 4 による
宿泊費	東京都区内に宿泊した場合：16,000 円 東京都区内以外に宿泊した場合：13,000 円

6 - 3 有料道路通行料金

(1) 受注者の管理用自動車による業務履行場所から 1 - 4 に示す工事等箇所への移動について、業務の遂行上有料道路を利用する必要があると認められる場合は、有料道路料金を支払うものとする。

(2) 有料道路通行料金の予定額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）は、管理用自動車 1 台・1 月あたり 29,600 円とする。

なお、有料道路通行料金は、ETC 無線通行に要した費用を上限として監督員が当該業務の実施に必要と認めた額により精算するものとする。

7. 貸付品等

7 - 1 貸付品

契約書第 13 条第 1 項及び第 14 条に規定する貸付品、庁舎等は、次のとおりとする。

なお、貸付品の数量については、業務実施体制資料に基づく業務実施体制（以下「業務実施体制」という。）に基づくものとし、業務実施体制に変更が生じた場合で、監督員が必要と認めた場合は、変更業務計画書に基づく貸付品の数量を変更するものとする。また、貸付品の引渡場所は、履行場所とし、その引渡時期については、業務体制に基づく日とする。

番号	名称	内容	備考
①	管理用事務室等	・受注者が業務を実施するために使用する事務室 ・業務履行場所の施設の一部を業務実施体制により配置される人員 1 人あたり 1.92 m ² を貸付する	水道光熱費の取扱いを含む
②	管理用自動車保管場所	・共通仕様書 2 - 4 の規定により配置する管理用自動車の保管場所 ・業務履行場所の施設の駐車場の一部を業務実施体制により配置される管理用自動車 1 台あたり 12.5 m ² を貸付する	
③	机、椅子、更衣ロッカー	・受注者が業務を実施するために使用する事務室等に備え付けの備品 ・業務実施体制により配置される人員 1 人あたり 1 脚、1 台を貸付する	
④	パーソナルコンピュータ	・受注者が業務を実施するために使用するもの ・業務実施体制により配置される人員 1 人あたり 1 台を貸付する	

7 - 2 管理用事務室等

管理用事務室の貸付の面積には、7 - 1 の③に示す机、椅子、更衣ロッカーの設置面積を含むものとする。

また、工事受注者が当社の指示により設置した監督員詰所を業務履行期間中で使用できるものとする。

7-3 パーソナルコンピュータ

パーソナルコンピュータに使用するソフトウェアについては、貸付品に備えられているもの及び当社が導入しているもの以外の使用は認めないものとする。なお、貸付するパーソナルコンピュータの利用については、当社の社内ネットワーク利用規定等を遵守しなければならない。

7-4 貸付手続き

(1) 管理用事務室等

受注者は、7-1の番号①及び②については、契約書第14条に基づき不動産使用貸借契約を締結するものとする。不動産使用貸借契約の締結に当たっては、別添3による申請書を履行場所の事務所の長に提出するものとする。なお、不動産使用貸借契約書の標準書式は別添4とする。

(2) パーソナルコンピュータ等

受注者は、7-1の番号③及び④については、契約書第13条第2項及び第4項の規定により、借用書・返還書（別添様式1）を監督員に提出するものとする。

7-5 費用

7-1に示す貸付に要する費用は、8. 現場業務直接費に示すとおりとする。

8. 現場業務直接費

現場業務直接費とは、業務を実施するために直接要する費用で消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいい、契約書類で受注者の負担で行うとされた業務の従事者が業務実施に際して必要となるパーソナルコンピュータ費に係わる費用等のすべての費用をいう。

8-1 パーソナルコンピュータ費

受注者は、当社が7-1の番号④に基づき貸付するパーソナルコンピュータの費用として、1台1ヶ月当たり6,500円に消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した金額）を業務実施体制に基づき、業務履行場所の事務所に支払うものとする。

9. 令和10年度以降の取扱い

本業務は、一括して調達した設計を基に実施する工事における施工管理が終了するまでを原則として令和10年度以降も行う予定である。業務の実施にあたっては、発注者が行う本業務の事前検査及び、発注者が提示する工事計画等に対して受注者が作成する業務体制資料を勘案し、本業務の実施者と随意契約をする場合がある。なお、この場合業務体制資料における管理技術者については、本業務において届出た者またはこれと同等程度の業務実施上の能力を有する者の配置を予定しなければならない。

10. 消費税及び地方消費税の税率の改正に伴う取扱いについて

(1) 業務委託料における消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額については、

消費税等の改正に伴い適用となる税率に基づき算出するものとする。

- (2) 受注者が請求する消費税等の額は、消費税法等の改正に伴い適用となる税率に基づき請求するものとする。

以 上

工 事 概 要 書

(耐震補強工事)

業務名	トウキョウカ [○] イカンジ [△] ト [△] ウシヤ [△] ド [△] ウ カリガ [△] チチカタインホキョウコウジ [△] 東京外環自動車道 川口地区耐震補強工事		
履行内容			
	工種・細目・名称	数量	対象構造物
	詳細設計	1 式	安行西高架橋
	耐震補強工（R C）	3 8 基	赤芝新田高架橋
	耐震補強工（鋼製）	4 3 基	川口東 I C ランプ 橋（B・C）
	落橋防止構造	1 4 4 箇所	川口東高架橋
	段差防止構造	9 6 箇所	川口 J C T ランプ 橋（A・C・D・E・ F・G・H） 川口 J C T 橋 川口西高架橋
公告時期	令和 8 年度 1 ／ 4 半期		
備考	本工事は技術提案・交渉方式（設計交渉・施工タイプ）の適用を予定しており、令和 9 年度以降においては、受注者との協議結果等を踏まえ、複数件の工事契約締結を予定している。 この場合、工事契約締結状況に応じて業務量等に変更が生じることがあるため、変更契約※を行う場合がある。 また、本工事における立合は夜間立会が主となる。 ※人員配置計画としては、最大で約 1 3 名の配置計画を見込んでいる。		

工 事 概 要 書

関東支社 三郷管理事務所

(耐震補強設計)

業務名	トウキョウカゴイカンジトウシヤトウ　　ソウカチクタイシンホキョウセツケイ 東京外環自動車道　草加地区耐震補強設計		
履行内容			
	工種・細目・名称	数量	対象構造物
	現地踏査	1 式	川口東高架橋
	上部工改良構造形式比較表作成	8 断面	赤芝新田高架橋
	上部工・付属物軽量化構造形式比較表作成	3 断面	安行西高架橋
			浦和東京線橋
	上部工改良設計	2 1 連	安行東高架橋
	既設橋梁動的解析	1 7 橋	新善高架橋
	耐震補強動的解析（レベル 2 地震動）	1 3 橋	草加 B P 高架橋
	既設支承アンカー一部橋座耐力照査	1 8 2 箇所	草加高架橋
	橋脚耐震補強設計	8 3 基	旭町高架橋
	落橋防止構造物	1 4 0 箇所	中根高架橋
	施工計画	9 橋	青柳高架橋
	設計打合せ	1 式	
	既存図面電子化	4 2 6 枚	
履行期間	令和 6 年 9 月 2 0 日～令和 8 年 6 月 1 1 日		

調 査 等 概 要 書

関東支社 三郷管理事務所

(耐震補強設計)

業務名	トウキョウカ [○] イカンジ ^ト ウシヤ ^ト ウ カワグ ^チ JCT ランプ キョウタイシンホキョウセツケイ 東京外環自動車道 川口 J C T ランプ橋耐震補強設計		
履行内容			
	工種・細目・名称	数量	対象構造物
	現地踏査	1 式	川口 J C T 橋
	既設橋梁動的解析	8 橋	川口 J C T A ラン プ橋
	耐震補強動的解析（レベル 2 地震動）	8 橋	川口 J C T C ラン プ橋
	既設支承アンカー部橋座耐力照査	8 1 箇所	川口 J C T D ラン プ橋
	橋脚耐震補強設計	4 8 基	川口 J C T E ラン プ橋
	落橋防止構造物	6 0 箇所	川口 J C T F ラン プ橋
	施工計画	8 橋	川口 J C T G ラン プ橋
	設計打合せ	1 式	川口 J C T H ラン プ橋
	既存図面電子化	1 7 7 枚	
履行期間	令和 6 年 9 月 2 1 日～令和 8 年 6 月 1 2 日		

調 査 等 概 要 書

関東支社 三郷管理事務所

(耐震補強設計)

業務名	トウキョウカゴイカンジトウシヤトウ カリクチチカタイシンホキョウセツケイ 東京外環自動車道 川口地区耐震補強設計		
履行内容			
	工種・細目・名称	数量	対象構造物
	現地踏査	1 式	浦和東高架橋
	上部工改良構造形式比較表作成	7 断面	外環浦和 I C C
	上部工改良設計	1 4 連	ランプ橋
	既設橋梁動的解析	1 5 橋	東北線跨線橋
	耐震補強動的解析（レベル 2 地震動）	1 2 橋	芝西高架橋
	既設支承アンカー部橋座耐力照査	8 7 箇所	芝東高架橋
	橋脚耐震補強設計	4 1 基	伊刈高架橋
	落橋防止構造物	6 0 箇所	藤右衛門高架橋
	施工計画	9 橋	芝川橋
	設計打合せ	1 式	道合西高架橋
	既存図面電子化	1 0 8 枚	道合東高架橋
			川口西高架橋
履行期間	令和 6 年 9 月 2 5 日～令和 9 年 6 月 1 1 日		

別添 3

年 月 日

東日本高速道路株式会社 支社（事務所）
支社長（事務所長） 殿

会社名
代表者

不動産貸付申請書

〇〇自動車道 〇〇地区施工管理業務における契約書第 14 条の規定に基づき、貴社所有の不動産を下記のとおり貸付けていただきたく、申請いたします。

記

1. 不動産の種類（土地、建物、倉庫、車庫、駐車場所 等）
 2. 不動産の所在地
 3. 不動産の使用目的
 4. 必要面積
 5. 貸付希望期間
 6. その他
 7. 添付書類
- 契約書等写し

以 上

不 動 産 使 用 貸 借 契 約 書

東日本高速道路株式会社（以下「甲」という。）を貸し主とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）を借り主として、次の条項の定めるところにより不動産使用貸借契約を締結する。

協定、委託または請負業務契約等がある場合 (貸付物件)	協定、委託または請負業務契約等がない場合 (貸付物件)
第 1 条 甲は、甲乙間で別に締結した〇〇〇〇業務委託契約（協定、委託または請負業務契約名等を記入。）の規定に基づき、別紙 1 に記載する不動産を乙に貸付けるものとする。	第 1 条 甲は、別紙 1 に記載する不動産（以下「不動産」という。）を乙に貸付けるものとする。

(使用目的)

第 2 条 乙は、前条の不動産を（ 協定若しくは委託または請負業務契約名等を記入 ）を実施するために使用するものとする。

(貸付期間)

第 3 条 貸付期間は、(元号) 〇年〇月〇日から(元号) △年△月△日までとする。
2 甲は、前項の貸付期間が満了する 3 ヶ月前までに、乙は 1 ヶ月前までに、相手方に対し文書による本契約の解約の通知がないときは、引続き同一条件で 1 年間更新するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

(使用料)

第 4 条 使用料は、無償とする。

(善管注意義務)

第 5 条 乙は、不動産を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(禁止事項)

第 6 条 乙は、不動産を第 2 条に規定する使用目的以外のために使用し、第三者（乙が実施する業務に必要な協力会社等を含む）に権利を譲渡又は転貸し、若しくは担保の用に供してはならない。
2 乙は、甲の承認を得ないで不動産の原状を変更してはならない。

(維持保全)

第7条 不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む）にかかる維持修繕（大規模な修繕を除く。）は、乙がその費用で行うものとする。

2 乙は、不動産に修繕を要する箇所が生じたときは、直ちにその事項及び事由を甲に報告するものとし、維持修繕工事の内容、実施方法等について了解を得て実施するものとする。

（費用負担）

第8条 前条第1項の不動産にかかる維持修繕に要する費用及び光熱水費は、乙が負担する。

2 乙が負担する不動産の維持修繕の範囲は、別紙2のとおりとする。

3 甲は、乙が負担する光熱水費を算定し、乙は、甲の発行する請求書に基づき甲の指定する期日までに甲の指定する方法により支払うものとする。

4 第2項及び前条第2項による維持修繕により不動産に価格の増加が現存している場合であっても、乙は甲に対して有益費の償還請求権を放棄するものとする。

（実地調査等）

第9条 甲は、管理上必要があると認めるときは、不動産についての報告を求め、又は立入調査することができるものとし、乙は正当な理由なくして、これを拒むことができない。

2 前項に基づく調査等の結果、甲が不動産の管理及び使用等について乙に指示したときは、乙は直ちにこれに従わなければならない。

（特約事項）

第10条 甲が不動産等を管理する上で駐車車両の移動の必要があると認めたときは、乙はこれに従わなければならない。

（損害賠償）

第11条 乙は、故意又は過失により甲又は第三者に損害を与えたときは、乙の費用において、責任をもって損害を賠償するものとする。

（甲の免責事項）

第12条 甲の責に帰することのできない事由又は甲が行う正当なる維持修繕及び改造工事等により、乙が被った不便、損害については、甲はその責を負わない。

（契約の消滅等）

第13条 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由によって不動産（土地の付着物に限らず、不動産と構造上・用法上一体となっている設備・構造物等を含む。以下本条において同じ）の一部が滅失もしくは損傷して不動産の使用ができなくなった場合には、甲乙協議して定めるものとする。

2 天災地変その他不可抗力等賃借人の責に帰することができない事由により不動

産の全部または一部が滅失もしくは損傷して不動産の使用が不可能となった場合、本契約は当然に消滅する。

協定、委託または請負業務契約等がある場合	協定、委託または請負業務契約等がない場合
(契約の解除等) 第14条 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲は、乙に対して相当期間を定めた是正の催告をし、乙がその期間内に是正をしなかったときは本契約を解除できる。 一 乙が本契約（次項に挙げられたものを除く）に違反したとき 二 乙が不動産を使用していないと甲が認めたとき 2 乙に次の各号の事由の一つにでも該当することがあった場合、甲はなんらの催告を要することなく本契約を直ちに解除することができる。 一 第1条に規定する〇〇契約が解除されたとき 二 乙の資産、信用または事業にかかる重大な変動があり、本契約を継続しがたいと甲が認めたとき 三 乙が債務の履行を拒絶する意思を明示したとき、または、債務の一部の履行が不能もしくは債務の一部の履行を拒絶し、これによって残存部分の履行によっては本契約の目的が達成できないとき 3 前2項の規定は、各号に該当する事由につき甲の責に帰すべき事由がある場合であっても、甲の解除権の行使及びその効力は妨げられない。	(契約の解除等) 第14条 (左に同じ) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 2 (左に同じ) (左の第1号を削除) 一 (左に同じ) 二 (左に同じ) 3 (左に同じ)

(期間内解約)

第14条の2 甲又は乙は、契約期間中にかかわらず本契約を解約することができるものとする。

2 前項の解約にあたっては、甲は本契約の解約日の3か月前までに、乙は本契約の解約日の1か月前までに、相手方に対して書面をもって解約の通知をしなければならない。

(原状回復と返還)

第15条 乙は、第3条に規定する期間が満了したとき又は前条の規定により本契約の解除があったときは、甲の指示に従い乙の費用をもって、甲の指定する日までに不動産を原状に復し、返還しなければならない。ただし、甲が原状回復の必要がないと認めたときは、原状回復を免除することができる。

2 返還にあたっては、甲乙立会いのもと、不動産の現況を確認するものとする。

3 通常損耗および経年劣化に該当する部分については、原状回復義務の対象外とする。

(契約の変更)

第16条 本契約の内容について変更する必要があるときは、甲乙協議のうえ、別途変更契約を締結する。

(その他)

第17条 本契約に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

※協定、委託または請負業務契約等において、不動産にかかる維持修繕に要する費用及び光熱水費を会社が負担する旨定められている場合は、第7条及び第8条を次のとおりとする。

(維持保全)

第7条 不動産にかかる維持修繕は、甲が行うものとする。

2 乙は、不動産に修繕を要する箇所が生じたときは、直ちにその事項及び事由を甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 前条第1項の不動産にかかる維持修繕に要する費用及び光熱水費は、甲が負担する。

※駐車場所を貸付けない場合、第10条を削除し、第11条を第10条とする。

この契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所
東日本高速道路株式会社支社等名
支社等の長

乙

別紙1

所 在 地	不動産の名称	貸 付 面 積 (㎡)	備 考

(別添図面赤色部分)

別紙2

維持修繕項目	摘 要	備 考
窓ガラスの破損		
電球、笠、コード、ソケット等物品 の取替	取替は、現在使用中の品質、種類、 数量によること。	
金具、器具及び錠前等物品の修繕及 び取替		
草刈り		
その他軽微なもの		

※土地（又は駐車場所）のみを貸付る場合、維持修繕項目は「草刈り」、「その他軽微なもの」のほか、必要に応じて定めるものとする。

別添様式 1

年 月 日

監督員

_____ 殿

(株)〇〇〇〇
管理技術者

借 用 書 ・ 返 還 書

(業務名)_____

下記のとおり借用・返還しました。

記

1. 材料名
- _____
2. 数 量
- _____
3. その他
- _____